

## 苫小牧市広報紙広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市広告掲載要綱に定めるもののほか、苫小牧市広報紙（以下「広報紙」という。）への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告を掲載する位置は、広報紙で市長が指定する箇所とする。

(広告の規格等)

第3条 広告の寸法は、縦5.0センチメートル、横18.5センチメートル以内のもの（以下「5分の1段枠」という。）又は縦13.0センチメートル、横18.5センチメートル以内のもの（以下「2分の1段枠」という。）とする。

2 広報紙の発行1回につき掲載することができる広告の数は、5分の1段枠については12枠、2分の1段枠については2枠とする。

3 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 形式 IllustratorEPS形式（フォントはアウトラインをとること）、PhotoshopEPS形式（広告全体を写真画像としたもの）又はTIFF形式（広告全体を写真画像としたもの）に限る。

(2) 刷り数 4色刷り

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、掲載1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 5分の1段枠 48,400円

(2) 2分の1段枠 121,000円

2 前項各号に定める額には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載は各号単位とする。ただし、当該年度を超えて掲載することはできない。

(広告掲載の申込み)

第6条 苫小牧市広告掲載要綱第12条の規定により広告の提出その他の取扱業務を委託された事業者（以下「広告代理店」という。）は、同要綱第9条に規定する苫小牧市広告掲載申込書を市長に提出しなければならない。

2 広告代理店が、競争入札参加資格登録業者（苫小牧市競争入札参加資格に関する要領第2条に該当しない者）であるときは、苫小牧市広告掲載申込書の同意欄の記載を省略することができる。

(依頼者の資格)

第7条 広報紙に広告掲載の依頼をしようとする者（以下「依頼者」という。）は、市税の滞納がないものでなければならない。

(広告掲載の依頼)

第8条 依頼者は、苫小牧市広告掲載依頼書（様式。以下「依頼書」という。）を、広告代理店を経由して市長に提出しなければならない。

(依頼者の資格の審査)

第9条 市長は、第7条に規定する依頼者の資格を審査するため、依頼書により依頼者の納税状況の調査を行うことができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、広報紙への広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月6日から施行する。

様式（第8条関係）

苫小牧市広告掲載依頼書

年 月 日

苫小牧市長 様

住所（所在地）  
名称  
依頼者 代表者職・氏名  
電話番号  
担当者職・氏名

苫小牧市広報紙広告掲載要綱第8条の規定により、次のとおり依頼します。

広告掲載を希望する媒体	広報とまこまい				
掲載位置及び規格等	別紙添付資料のとおり				
掲載を希望する時期	年 月号 から 年 月号 まで				
同意欄	広告掲載の依頼にあたり、本市の市税に滞納がないことを証明するため、納税状況の調査を行うことに同意します。  年 月 日  住所（所在地） 名称 代表者職・氏名  印				
納税状況		完納	納税情報 苫小牧市徴税吏員確認 印		受付年月日
		滞納			

注 太枠内についてご記入ください。